



2004年12月20日 第2005-35号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : [syakai@jam-union.or.jp](mailto:syakai@jam-union.or.jp)

## 年金保険料を事務費に使うことは許さない 連合が財務省・社会保険庁に要請

12月15日、連合は財務省と社会保険庁に対して、年金保険料を年金事務費の充当する特別措置を2005年度に延長実施しないよう、要請を行いました。

### 保険料から1千億以上が事務費に

年金事務費については本来一般財源を充てることとされていますが、国の財政の悪化により、財政構造改革法で1998年度から2003年度まで、特別措置としてその一部について年金保険料を充ててきました。財革法の期限が切れた2004年度についても、「2004年度公債特例法」の規定により国民年金特別会計と厚生保険特別会計から合わせて1,079億円を充てています。

年金事務費には職員宿舍の建設費や公用車購入代、海外出張費などが含まれており、国会審議やマスコミ報道などで多くの無駄遣いが指摘されています。そのため、先の年金国会で小泉首相は、「年金保険料は年金に充てる、事務費には充てないとの指摘を真摯に受け止めるべきだと思っている。」と答弁しています。

### 事務費は一般財源に戻せ

社会保険庁へは草野事務局長が村瀬長官に対して要請。草野事務局長は「事務費への保険料による充当はすでに期限が切れている。一旦、一般財源に戻して事務費の財源の在り方の議論をオープンに行うべき。」と主張したのに対し、村瀬長官は「事務費は一般財源が筋であるが、すべてを一般財源で賄いきれない。保険料を使わせてもらう以上、透明性を確保し、批判をされないよう努める。」などと述べるにとどまって

います。

社会保険庁に先立ち、財務省に対して久保田副事務局長などが要請。杉本主計局次長は「厳しい財政事情であり、国際マーケットから信頼を得られる財政運営が必要であり、事務費の一部について引き続き保険料を充当せざるを得ない」、「事務費の財源の在り方については、厚労省の『社会保険庁の在り方に関する有識者会議』で来年8月に結論が出るということなので、現時点では2005年度一年間について措置する方向であると、厚労省から聞いている」などと答え、来年度も特別措置による保険料の充当を続ける意向を示しました。

### 年金事務費のあり方は国民的議論を

社会的な問題となっている年金事務費の取扱いを、単なる無駄遣い解消の問題に矮小化すべきではありません。年金事務費について、税と保険料を充当する分野の仕訳は、国民的な納得のいく議論が必要であり、省庁間の論議だけで決着させるようなことがあっては、ただでさえ高まっている年金不信を、さらに増長させることとなります。

単なる財政のつじつま合わせだけでなく、社会保障制度改革及び社会保険庁改革のなかの課題として明確に位置づけ、国民の理解と納得が得られる論議が行われるよう、連合は引き続き取り組みを強化していくとしています。